

みんなで支えあい橋本市生活応援クーポン券 第二弾

取扱店舗募集要項

橋本市

1 はじめに

橋本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、橋本市独自の施策として、「橋本市生活応援クーポン券」を複数回にわたり発行いたしました。

1回目（令和2年6月発行）は各家庭で感染拡大を予防するためのマスクや消毒液を購入することを目的とし、2回目（令和2年10月発行）はコロナウイルスで影響を受けた各家庭の家計支援を目的として発行いたしました。これらの事業は令和3年3月末で終了し、多くの市民の方が利用したことで、家計支援として一定の効果はあったものと考えています。

一方で、これらのクーポン券は地元店舗における利用が少なく、地元店舗への経済効果が小さかったことも分かりました。このことから3回目（令和3年6月）発行のクーポン券は、家計への支援と地元店舗を支援することを目的とし、クーポン券の半分を地元店舗のみで使用可能とした「みんなで支えあい橋本市生活応援クーポン券」を発行し、地元店舗での消費の活性化に繋がったと考えています。

また今回のクーポン券は長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰の影響により停滞している消費意欲を喚起し、地元事業所に対する支援策として前回と同様に半額を地元事業所のみ使用可能なクーポン券を発行いたします。

つきましては、本クーポン券が利用できる取扱店舗を募集しますので、下記内容を確認のうえご協力くださいますようお願いいたします。

2 クーポン券事業の概要

- (1) 名称 みんなで支えあい橋本市生活応援クーポン券 第二弾（以下「クーポン券」という。）
- (2) 発行数 6万1,000人（予定）
- (3) 券種 500円券
- (4) 発行額 1人5,000円（内訳：地元店舗限定分2,500円・加盟全店舗共通分2,500円）
- (5) 発行時期 令和4年8月～9月
- (6) 使用期間 お手元に届いてから令和5年1月31日
- (7) 配布対象者 令和4年7月1日付で橋本市に住所を有する人
- (8) その他 地元店舗とは、市内の個人店舗と法人店舗のうち本社・本店が橋本市内にある店舗をさします

3 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) タバコ、商品券の購入
- (2) 電子マネーのチャージ
- (3) 切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入等
- (4) 不動産や金融商品
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

4 クーポン券の取り扱い厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

- (2) クーポン券は橋本市より取扱店舗に承認された店舗で利用できます。
- (3) クーポン券と現金との交換は禁止しています。
- (4) クーポン券の券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (7) クーポン券の紛失及び盗難に対し、橋本市はその責任を負いません。
- (8) 店舗で利用されたクーポン券の再利用は禁止です。

5 取扱店舗の参加資格

橋本市内に店舗、事業所を有する事業者とします。ただし、次に掲げる事業者は参加できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前述「3クーポン券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (5) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

6 取扱店舗の責務

- (1) クーポン券の利用期間中は、所定のステッカー・ポスターを利用者の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者からクーポン券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造券であることが判明できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、警察に通報し、その事実を速やかに橋本市シティセールス推進課まで報告してください。
- (3) クーポン券の交換や売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- (4) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責任とします。

7 申込手続き

- (1) 申込方法
この「取扱店舗募集要項」に同意のうえ、「取扱店舗加入申込書」に必要事項を記入し、シティセールス推進課まで郵送、持参またはメールにより提出してください。
- (2) 申込期限
随時可能 取扱店舗の一覧は、橋本市のホームページに掲載します。

8 換金について

- (1) 換金方法
使用済みクーポン券と換金請求書をシティセールス推進課窓口へ提出ください。後日、振り込みによりお支払いします。
郵送での受付はしていません。

(2) 換金申請期間

令和4年8月10日～令和5年2月15日まで

※換金期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9 取扱店舗の取り消し等

この「取扱店舗募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認を取り消すことがあります。また違反により損害が発生した際は請求することがあります。

1.1 その他留意事項

- (1) この「取扱店舗募集要項」に記載されていない事項については、橋本市シティセールス推進課 商工サポート係までお問い合わせください。
- (2) 取扱店舗情報は、クーポン券が使えるお店（取扱店舗一覧）としてホームページなどにより広報します。
- (3) 登録の申込み及びクーポン券の取り扱いを行うにあたり要する経費は、取扱店舗の負担とします。

【問い合わせ先】

橋本市経済推進部 シティセールス推進課 商工サポート係
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
電話：0736-33-6106 FAX：0736-33-1665
メール：chiikisn@city.hashimoto.lg.jp